

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成28年7月13日(水) 最高裁判所公平審理室	
委員	委員長 秋山 哲一 (東洋大学理工学部建築学科教授)	
	委員 吉田 恵子 (芝会計事務所・公認会計士)	
	委員 秋山 靖浩 (早稲田大学大学院法務研究科教授)	
審議対象期間	平成27年10月1日から平成28年3月31日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	—
	公募型及び工事 希望型指名競争	—
	通常指名競争	1件
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務	一般競争	1件
	プロポーザル方式	—
	随意契約	—
	総件数	3件
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(抽出案件について)</p> <p>1 東京高地裁中目黒分室(仮称)庁舎敷地調査業務</p> <p>※ 本件は、東京高地裁中目黒分室(仮称)庁舎新営に伴い、敷地調査を委託するもので、低入札となった案件</p> <p>・予定価格において土壌汚染調査、地盤調査に業者の積算との差があるが、その原因は何か。</p> <p>・刊行物の単価が高かったということか。</p> <p>・分析の際にジェネリックや新薬を使うといったように分析の方法に違いがあるのか。薬の違いで安くなったりするというようなことか。</p> <p>・予定価格を作成するときに考慮しなかったのか。</p> <p>・業者において低い価格になったのも一定の理由があるのか。</p>	<p>・予定価格で当該業者と乖離があった部分は土壌汚染調査の分析費になる。事前に徴取した見積もりの分析費については、各社ともほぼ同じ金額であり、その金額は、刊行物にて公表されている単価のため、各社横並びになったと推測される。</p> <p>以上を踏まえ、分析費について見積金額に差がないことから、この部分の予定価格算定に関しても刊行物2誌平均を採用したが、今回の業務の特徴として、分析費の数量が非常に多かったことからスケールメリットが働いたものと考えている。その部分だけで裁判所と業者と1300万円ほどの差がある。</p> <p>・今回の分析費の検体数は、全体で500ほどになるが、刊行物の単価は10検体ほどを想定しているのではないかと思われる。</p> <p>・そういうことではない。主に人件費であるので、流れ作業で分析を実施することにより、作業効率を図ることができ、安くなったものと考えている。</p> <p>・6者から見積もりを徴取した際も、数量は示しており、各社とも刊行物に比べ安い金額とはなっていなかったため、予定価格の作成の際に特段考慮はしなかった。</p> <p>・業者が下請業者と見積徴取を対面により実施し、打ち合わせの上、価格決定していることを確認している。</p>

意見・質問	回答
<p>・業務に数量は提示しているので、あとは業者が価格を決定するというイメージか。</p> <p>・予定価格は6者の見積金額の最低価格を採用したのか。それとも平均の価格を採用したのか。</p> <p>・あまりにも低いと不当に人件費がカットされたり、または業務の品質が確保できるのかということが懸念されるが、本件はどうか。</p> <p>2 神戸地家裁姫路支部庁舎電話設備改修工事</p> <p>※ 本件は、電話交換機及び庁舎本館各室の一般内線電話機の改修工事で、指名競争入札を実施し、低入札となった案件。</p> <p>・1月26日に開札をし、1月29日に低入札ヒアリングの資料を受け取り、同日の午前9時に低入札ヒアリングを実施したとなっているが、資料の内容を事前に確認せずにヒアリングを実施したということか。</p> <p>・初回の入札で、工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なるため、工事費内訳書に不備がある場合に該当すると判断し、当該入札を無効としているが、不備に基準はあるのか。</p> <p>・通常、低入札価格調査をする際に、どのくらいの期間を設けているのか。</p>	<p>・そのとおりである。</p> <p>・項目によって、刊行物を採用したり、見積書を採用したりしている。</p> <p>・入札金額の内訳の金額やヒアリングの結果を踏まえ、履行には問題ないと判断した。</p> <p>・低入札価格調査をする旨を業者に対し電話連絡し、資料については前日にメールで参考送信があった。送信のあった資料については、事前に内容を確認し、当日に原本提出があった、低入札価格調査のヒアリングを行ったものである。ヒアリングの日程は業者と調整した上での日程になっている。</p> <p>・通達上、具体的な乖離の基準まではないが、本件の場合は10%以上の乖離があるため入札無効の判断は相当と考えている。</p> <p>・通常は、原則として7日以内に資料を提出するよう求めている。今回は工期の関係から早期に着手したいとの意向が業者からあったため、速やかに低入札価格調査を実施している。</p>

意見・質問	回答
<p>・最初の入札手続きで低入札業者は工期に間に合わないということで辞退をし、その後の指名競争の入札手続きにおいては、低入札業者は辞退せず、契約をしているが、工期の設定は適正だったのか。</p> <p>・指名競争入札の際に、20者を選んでいるが、どういう基準で選んでいるのか。</p> <p>3 広島高地簡裁庁舎東棟1階改修工事</p> <p>※ 本件は、庁舎東棟1階に令状を処理する室を整備するための工事であり、当初発注において、C方式（不落后→随意契約）による一般競争入札を実施したが、落札者がなかったため随意契約を行うべく見積合わせを実施した案件。</p> <p>・見積合わせ参加者心得の記第1の17にある「順次協議を行います。」というのは、1者目との協議が整わなかった場合、次の最低価格の業者と協議をするという意味なのか。</p> <p>・見積合わせ参加者心得の記第1の17の記述は通達等で定めがあるのか。</p> <p>・見積書を提出した3者と再度見積合せをする際に、同時に見積合せをすること自体は排除されていないということか。</p> <p>・本手続において、談合はなかったのか。</p>	<p>・メーカーとの関係を含めて、業者が製作期間をどうみているかによるものと考えられる。</p> <p>・指名業者の選定方法としては、裁判所に電気工事として資格申請のある業者のうちC等級にある業者から、兵庫県内に本店、支店又は営業所を有し、兵庫県内で工事实績を持ち、電気工事の総合点数が対象工事の基準付近である業者を選定した。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・通達の定めはない。各支出負担行為担当官がどういう方式を採るか判断することになる。</p> <p>・法令上は排除されていない。工夫の余地はあると考えている。</p> <p>・57者を選定して、随意契約の手続を取っているので、談合はないと考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>・指名競争入札と見積合せの手續自体にはあまり時間的な差がないように思われるが、見積合せを選択した理由は何か。</p> <p>・指名競争入札で手續をし、契約ができない場合、さらに時間を要する可能性があるため見積合せの手續を取ったのか。</p> <p>・今回の工事を次年度に回すことはできなかったのか。</p> <p>・見積合せは相手方が辞退するまで継続して行うのか。</p>	<p>・指名競争入札と見積合せの手續では、1週間ほどの差があり、工期を考えるとその1週間が必要となるため、見積合せの手續を選択した。</p> <p>・その理由もある。</p> <p>・早急に安定的な令状処理事務態勢を整備する必要があったため、平成27年度中に実施する必要があった。</p> <p>・回数の制限はないので、相手方が辞退するまで継続して行った。</p>